赤い羽根共同募金助成事業

じぶんの町を良くするしくみ

一般公募型助成金交付のてびき

（令和５年度版）

この助成金は、赤い羽根共同募金運動において久御山町の

皆様や町内企業の皆様からご協力頂いた募金が財源です。

久御山町共同募金委員会

久御山町共同募金委員会　赤い羽根共同募金助成事業

じぶんの町を良くするしくみ　一般公募型助成金の交付について

１．助成の目的

誰もが安心して暮らし続けることのできる福祉のまちづくりを推進することを目的に、久御山町の地域団体やボランティアグループなど住民が主体的に取り組む地域福祉活動に対して、助成金を交付します。

２．助成対象の団体

町内の地域団体、ボランティアグループなど非営利活動グループ

※次のような団体は対象となりません

・３の助成対象となる事業に、他の公的な補助金等を恒常的に受けている団体

・政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体

・暴力団または暴力団員等が関与している団体

・団体としての実体のないもの

３．助成対象となる活動

令和５年４月１日～令和６年２月末日に実施する以下の活動

見守り活動	ささえあい活動	居場所づくり
地域防災活動	地域交流活動	その他の地域福祉活動

〈活動例〉

・地域ぐるみの見守り活動、支え合い活動

・障がい者やひきこもりの人などのための社会参加の場づくり

・地域の拠点（空き家、集会所など）を中心にした居場所づくり

・地域での防災に関する訓練や勉強会の開催など

４．助成額

１団体あたり上限１０万円

※ただし参加費や会費など自己資金等が活用されていること。

※予算総額３０万円。予算を超えて申請があった場合は、新規事業優先や各団体への助成額減額等があります。

５．助成対象となる経費（報告書の提出時に領収書が必要となります）

科目	助成対象となる経費
謝礼金	講師への謝礼など
消耗品費	事業で必要な用紙、文具など
材料費	事業で必要な材料代など
印刷費	チラシ、資料の印刷代など
通信費	郵便代など
損害保険料	行事保険など事業実施にかかる保険料（ボランティア保険は含まない）
賃借料	駐車料金、会場借り上げ料など
備品購入費	事業に必要な備品の購入など（見積書添付）
雑費	その他上記以外のもの
※ただし、団体の運営費用や飲食費・修繕費・人件費などは対象外とします。	

６．助成の財源

この助成金は住民の皆さまからお寄せいただいた『赤い羽根共同募金』が財源です。

赤い羽根共同募金は「福祉が充実して, 久御山の町が住みやすい町になってほしい」という地域住民の皆さまや、町内企業の皆さまの気持ちが込められています。そのような気持ちを大切に、地域の課題解決に取り組む事業を赤い羽根共同募金、久御山町共同募金委員会は応援しています。

７．書類提出期限

種　類	提出期限	備　考
申請書	令和５年６月１９日（月）	
報告書	令和　６年　２月末日 ※最終期限です。	事業が終了次第、速やかに提出してください。

８．選考方法

①書類審査・・・提出された申請書の内容を確認します。

②ヒアリング・・・審査会で活動内容や活動への思いなどについて質疑応答します。（１０分程度）

※ヒアリングの詳細は、助成申請をされた団体にお知らせします。

９．申請書・報告書の様式

①久御山町社会福祉協議会の窓口で配布しています。

②久御山町社会福祉協議会ホームページからダウンロードしていただけます。（http://www.kyoshakyo.or.jp/kumiyama/）

１０．その他

①赤い羽根共同募金の助成金を受ける団体の皆さまは、共同募金運動にご理解いただき、街頭募金等の共同募金啓発活動へご協力いただきますようお願いします。

②事業報告を最終期限までに提出されない場合は助成金を返金していただきます（次年度の申請は受け付けません）。

赤い羽根共同募金は
『**地域で集めた募金は、集めた地域のために使われる**』しくみです。

久御山町の皆さんからご協力いただいた募金の約８割が久御山町を良くするための福祉活動に使われています。

残りの約２割は、京都府内の広域的な福祉活動などに使われています。

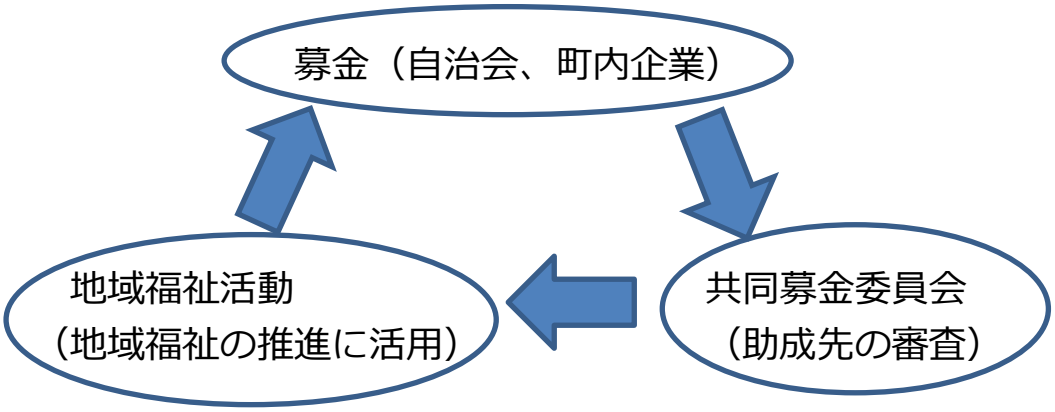

１１．助成金交付の流れ

５月中旬　公募のお知らせ、申請書の配布

↓

５月中旬～６月１９日　申請書の提出

久御山町社協窓口へ提出してください。

↓

７月１０日　ヒアリング（面談）の実施

・申請内容を審査します。

・活動内容や活動への思いなどを直接伺います。

・詳細は申請団体にお知らせします。審査の結果、交付できないことがあります。

↓

７月末頃　助成金交付決定等通知

・審査結果をお知らせします。

↓

８月初旬～助成金の交付

・指定された口座へ助成金を送金します

↓

事業終了後　活動助成報告書の提出

・事業終了後、速やかに提出してください。※最終期限２月末日

１２．お問い合わせ・提出先窓口

久御山町社会福祉協議会

住所：久世郡久御山町島田ミスノ１１番地

電話：０７５－６３１－００２２

Email:kumishakyo@poem.ocn.ne.jp